

改正資金決済法に関する アンケート結果の公表



Japan
Cryptoasset
Business Association

2022/8/1 一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 (JCBA)
ステーブルコイン部会

改正資金決済法に関するJCBA会員企業へのアンケート結果の公表

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会 ステーブルコイン部会(部会長:白石 陽介)では、2022年に制定された改正資金決済法に関する調査の一環として、2022年6月14日に開催した、第6回ステーブルコイン部会にて、参加企業の皆様に対し、今回の改正資金決済法における論点に関する、実務者から見た望ましい方向性についてアンケートを実施致しました。

- 開催日時 : 2022年6月14日(火)14:00-15:00 第6回ステーブルコイン部会会合にて
- 開催場所 : オンライン開催(zoom)
- 調査方法 : zoomの投票機能を用いた調査
- 調査項目 : 設問は、事業者が実務上の問題と考える4つの論点を提示、回答の選択肢は、1⇒3(又は4)の順に厳しい規制のレベル感となっている。
- アンケート参加数
 - ・参加人数 : 52人。参加社数 : 24社。
 - ・各設問の答者数 : 設問1:22名、設問2:18名、設問3:16名、設問4:18名

論点① アンホステッド・ウォレットとの取引

【金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告 29頁～30頁より抜粋】

これらの要件のうち、特に(ii) AML/CFT の観点からの要請については、システム仕様等で技術的に対応することにより実効的な対応が可能となると考えられる。そのための水準を満たす方法についてFATF での議論等を踏まえつつ、例えば、発行者及び仲介者のシステム仕様等を含めた体制整備において、

- ・ 本人確認されていない利用者への移転を防止すること
- ・ 本人確認されていない利用者に移転した残高については凍結処理を行うこと

といった事項を求めることを検討することが考えられる。

論点① アンホステッド・ウォレット(unhosted wallet)との取引がどこまで許容されるか？

1. アンホステッド・ウォレットとの取引を一律許容。投票率5%
2. **本人確認済みの顧客が保有するアンホステッド・ウォレットとの取引のみを許容。投票率5%**
3. 仲介者が保有するウォレット(ホステッド・ウォレット)との取引のみを許容。投票率5%

昨今の国際情勢を踏まえると、AML/CFTの観点からの要請については、実効性のある対応を行うべきという意見が過半数であった。アンホステッド・ウォレットへの送金を一律に規制するのではなく、AML/CFTの観点から必要となる技術的なリスク低減措置を講じることで許容するのが、リスク低減と利便性の両立の面で、実効性があると考えられる。また、KYC済みアンホステッド・ウォレットからの移転については、利用者自身のアクションであり「業」ではないことも踏まえると、技術的制限をかけることは必ずしも必要ではないと考えられる。

論点② 利用者保護(資産保全等)

【金融審議会 資金決済ワーキング・グループ 報告 26頁～27頁より抜粋】

仲介者に関する規律を導入することにより、仲介者規制の下で、発行者以外の者が海外に所在する者の発行する電子的支払手段を取り扱うことができるかとの論点が生じる。この点に関しては、発行価格と同額での償還等を約している電子的支払手段の性格等を踏まえると、発行者の破綻時等に利用者資産が適切に保護され、実務において利用者が円滑に償還を受けられることが重要となる。この点についてはFSBの勧告においても、利用者の償還請求権の法的強制力等やプロセスに関する法的明確性を確保することを求めている。

こうした観点から、現時点においては、基本的に、国内において発行者の拠点や資産保全等がなされることを求める必要があると考えられる。それ以外の方策については、今後の諸外国における規制・監督体制の整備状況や実務上の観点等も踏まえ、どのような場合に上記(6)①ア～ウの仕組みと同水準の利用者保護等が確保されていると評価できるか等につき、引き続き、検討することが考えられる。

論点② 海外発行SCを国内の仲介者(電子決済手段等取引業者)が取り扱う場合、国内の仲介者に対してどのような利用者保護が求められるか？

1. 暗号資産の取扱いと同様(別途の利用者保護措置を講じる必要なし) 投票率85%
2. 仲介者に対してSCの買取義務が課せられる(発行者の倒産リスクを負担) 投票率10%
3. 仲介者に対して利用者の預りSCと同額の安全資産(預金など)を保有させる 投票率5%

ステーブルコインの利用実態として、DeFiやNFT等の売買での利用が主であり、利用実態を鑑みると、暗号資産と同等の取扱が適切であるという意見が主であった。ステーブルコインは、他の資産にペッグしているという性質上、法定通貨担保型であっても価格乖離は発生しうるものであり、利用者もその認識を持った上で、取引を行っている。よって、利用実態とステーブルコインの性質を踏まえた上での適切な情報提供及び利用者保護措置を講じることが望ましいと考える。

論点③ 金銭の預り

改正資金決済法62条の13においては、電子決済手段取引業者が電子決済手段等取引業に関して利用者から金銭の預託を禁止することが原則として禁止されているものの、例外的に「利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合」が除かれている。

第62条の13(金銭等の預託の禁止)

電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産(電子決済手段を除く。)の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

論点③ 海外発行SCを国内の仲介者(電子決済手段等取引業者)が取り扱う場合、国内の仲介者が顧客から金銭の預かりができない場合、ビジネスにどのような障害が生じるか？

1. (暗号資産交換業者と同様) 金銭の預かりが可能 投票率56%
2. 一時的な金銭の預かりが可能。投票率22%
(例えば、顧客からSCを購入した代金を一時的に保管するなど)
3. 他業(資金移動業・前払式支払手段など)の兼営により金銭の預かりが可能。投票率22%
4. (他業との兼営も含め) 顧客からの金銭の預かりが一切できない。投票率0%

暗号資産交換業者とのビジネスモデルの類似性を踏まえると、暗号資産交換業者と同様、金銭の預りが認められるべきという意見が主であった。

論点④ 海外発行SCの仲介

改正資金決済法62条の15においては、原則として、SCの発行者等との間で、賠償責任の分担等に関する契約を締結する義務が発生するが、例外的に、「電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合」が除かれている。

第62条の15(発行者等との契約締結義務)

電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業を行う場合(電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者(以下この条において「発行者等」という。)との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従って当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならない。

- 電子決済手段関連業務を行う場合：当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者
- 第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合：同号の資金移動業者

論点④ 海外発行SCを国内の仲介者(電子決済手段等取引業者)が取り扱う場合、国内の仲介者が海外に所在する発行者と契約を締結することが求められる場合、ビジネスにどのような障害が生じるか？

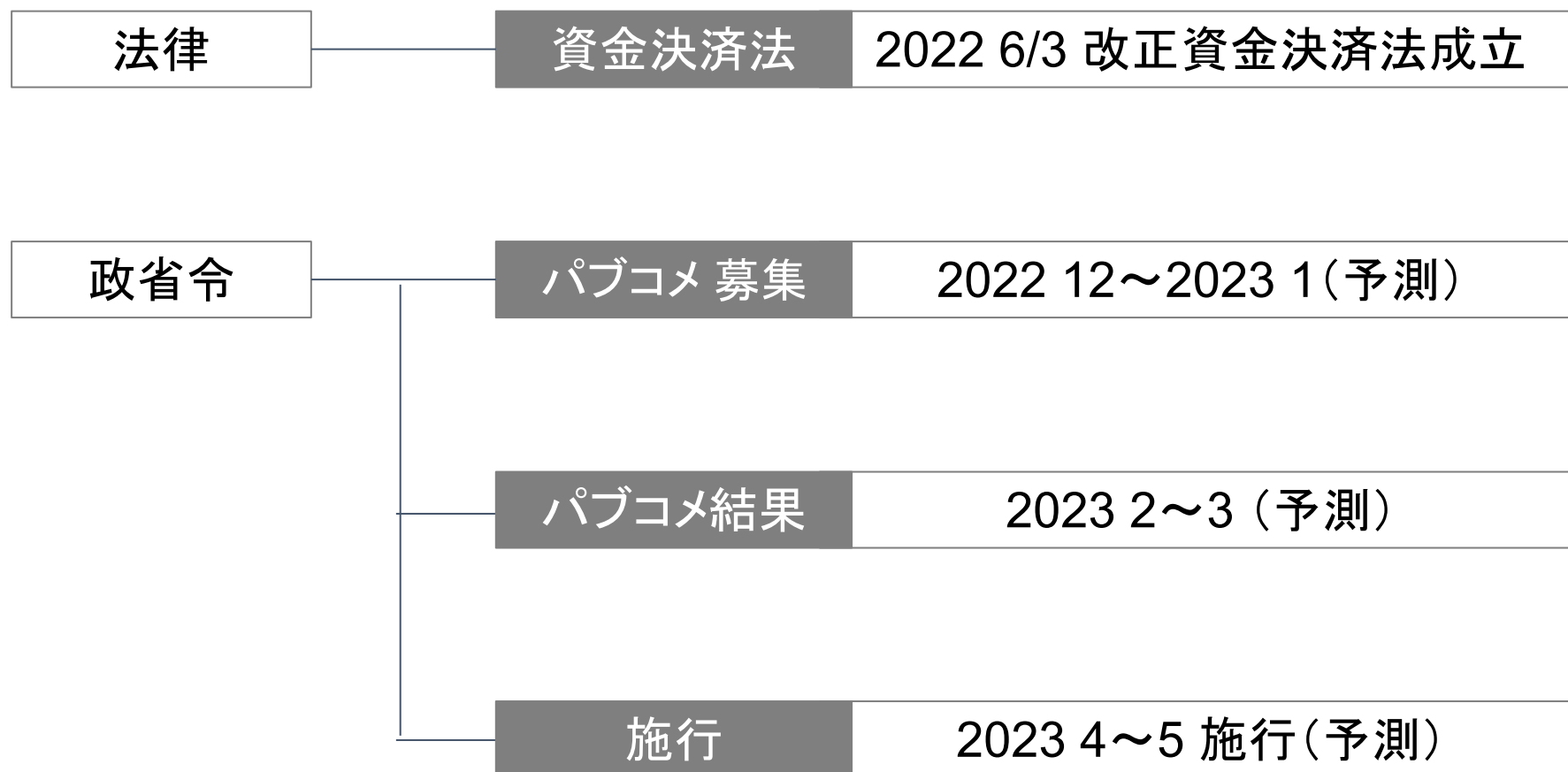
1. 海外SCの発行者との契約の締結は必須でない。投票率50%
2. 海外SCの発行者と契約関係のある国内の仲介者(Hubとなる仲介者)との契約締結が必要。投票率28%
3. 海外SCの発行者との契約の締結が必須。投票率22%

海外事業者からすると、日本の仲介者とのみ個別契約を結ぶというのは、実効性が無いのではないか？という意見が主であった。

今後想定される流れ(予測)

改正法の今後の流れ(予測)

改正資金決済法が施行されるまでの流れ※



※あくまでも予測であり、実際の時期は異なる可能性があります。



Japan

Cryptoasset

Business Association